

公 告

南国市一般廃棄物収集運搬等委託業務について、南国市財務規則第 84 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり見積競争を行うので公告します。

令和 7 年 11 月 10 日

南国市長 平山 耕三

記

第 1 見積競争を行う事項

1 委託業務名

- (1) 令和 8・9・10 年度南国市資源物（ビン類）収集運搬業務
- (2) 令和 8・9・10 年度南国市資源物（ペットボトル）収集運搬業務
- (3) 令和 8・9・10 年度南国市資源物（金属類）中間処理業務

2 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日

第 2 見積競争に参加する者に必要な資格に関する事項等

次の各号に掲げる事項に該当する者とする。

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条の基準をみたすものであり、かつ業務を迅速に行える事業所、業務施設を有すること。
- 2 南国市一般廃棄物処理の委託に関する規則を遵守すること。
- 3 南国市一般廃棄物処理委託仕様書を遵守すること。
- 4 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定を適用する。
- 5 収集運搬の起点となる事業所、もしくは中間処理を実施する事業所が、南国市役所本庁舎から直線距離にして 10 キロ以内に所在すること。

第 3 契約条項を示す場所 南国市役所本庁 3 階 環境課

第 4 見積競争参加資格審査申請書の申請期間及び受付場所

- 1 期 間 この公告の日から令和 7 年 11 月 21 日（金）17 時までとする。
（土、日、国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。期間について以下同じ。郵送による申請は受け付けない。）
- 2 場 所 南国市役所本庁 3 階 環境課

- 3 提出書類 南国市一般廃棄物収集運搬等委託業務見積競争参加資格審査申請書
定款の写し及び登記事項証明書

第5 見積競争参加資格決定通知

令和7年11月25日（火）17時までに各者に通知する。

第6 見積競争参加資格の喪失

見積競争参加資格決定通知後において、見積競争参加有資格者が見積競争参加資格審査申請書、その他の添付資料について虚偽の記載をしたことが判明したときは、その者を失格とし、当該委託業務の見積競争に参加させないこととする。

第7 現場説明及び質疑書の受付、回答日時及び場所

- | | | | |
|---|--------|----------------------------------|-----------|
| 1 | 現場説明日時 | 令和7年12月1日（月） | 時間未定 |
| | 現場説明場所 | 南国市役所本庁 別棟二階会議室 | |
| 2 | 質疑受付日時 | 令和7年12月5日（金） | 9時から12時まで |
| | 質疑受付場所 | 南国市役所本庁 3階 環境課（Eメールによる受付を基本とする。） | |
| 3 | 質疑回答日時 | 令和7年12月8日（月） | 9時から17時まで |
| | 質疑回答場所 | 南国市役所本庁 3階 環境課（Eメールによる回答を基本とする。） | |
- ※但し、日程等は変更することがある。

第8 見積競争に関する事項

- | | | |
|---|-----------------------------------|-----------------------------|
| 1 | 見積競争日時 | 令和7年12月18日（木）14時00分から15時30分 |
| | （1）令和8・9・10年度南国市資源物（ビン類）収集運搬業務 | |
| | （2）令和8・9・10年度南国市資源物（ペットボトル）収集運搬業務 | |
| | （3）令和8・9・10年度南国市資源物（金属類）中間処理業務 | |
| 2 | 見積競争場所 | 南国市役所本庁 別棟二階会議室 |
- ※但し、日程等は変更することがある。

3 見積書記載金額

参加者は、3年間の契約金額の1年間に相当する金額（1円未満の端数は切捨てとする。）を見積書に記載すること。その際、消費税額は控除すること。

第9 見積競争の無効に関する事項

南国市財務規則第78条の規定を準用し、該当する見積書は無効とする。なお、郵送及び電信による見積競争参加は認めない。

第10 本契約の締結

本委託業務は同公告第1に示すとおり令和8年度ないし令和10年度の3会計年度に属するものであるが、令和7年9月議会で債務負担行為の議決済みであるため、見積

競争札入れ後に委託者を決定し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「法律」という。）第 6 条の 2 第 2 項及び南国市一般廃棄物処理の委託に関する規則（昭和 47 年規則第 17 号）に規定する要件を満たした後に、本契約を締結する。

第 11 その他

- 1 当該委託業務の見積競争参加申込みの受理をされなかった者は、当該見積競争に参加できない。
- 2 提出書類に虚偽の記載がある場合は、契約を解除することがある。
- 3 最低価格を記載した事業者であっても、法律施行令第 4 条第 5 号を満たすことを要件とする。
- 4 契約保証金は免除する。